

新型コロナウイルス感染拡大防止のための事業者への営業の自粛について

1 営業自粛要請

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、東京都、神奈川県、埼玉県が特措法に基づく、施設の使用停止要請をすることとなったが、千葉県は、休業要請をするまでに至っていない。

このことから、本市においては、東京都、神奈川県、埼玉県の休業要請に伴い、特に感染リスクが高まることが懸念される遊興施設やクラスター発生が懸念される施設に営業の自粛のお願いを実施する。

2 対象施設

遊興施設やクラスター発生が懸念される施設

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、ライブハウス スポーツクラブ、マージャン店、パチンコ店 等

3 営業自粛要請実施の決定

令和2年4月13日（月）実施予定の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて決定

4 実施期間

令和2年4月14日（火）～5月6日（水曜・振替休日）まで